

《 税 制 改 正 法 案 が 公 布 ・ 施 行 》

臨時国会に提出されていた税制改正法案が、
H 23 年 12 月 2 日に公布されました。

法人課税の見直しについて、一部抜粋。

- 1 . 法人税の実効税率を 5 % 引き下げ
(30 % 25.5 %)
- 2 . 中小法人に対する軽減税率を引き下げ
(18 % 15 %)
- 3 . 減価償却で、定率法の償却率を引き下げ
- 4 . 欠損金繰越控除について

青色欠損金の控除限度額が、その繰越控除をする事業年度の、繰越控除前の所得の金額の 80 % となりました。

欠損金の繰越期間が 9 年に延長

但し、影響が大きい中小法人では、上記

は適用されず従来通りの全額控除が可能で繰越期間だけが延長されます。

中小法人にとっては朗報となりますね。